

2019年6月28日

各位

名古屋市中区栄三丁目33番13号  
 株式会社 中京銀行

## 愛知県に本店を置く銀行で初！ 後見制度支援預金の開始について

中京銀行（頭取 永井 涼）は、2019年7月1日（月）から後見制度支援預金として、「<中京>後見支援預金」の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

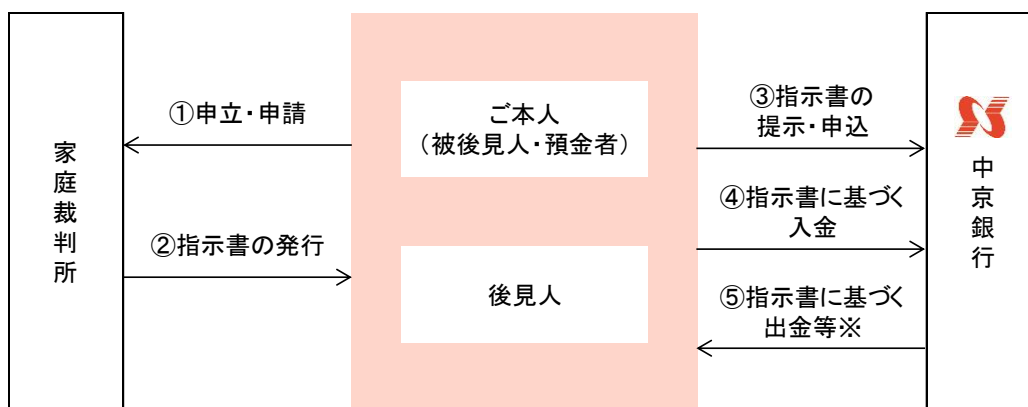
この預金は、後見制度をご利用のお客さまが、家庭裁判所からの「指示書」に基づき入出金等を行う預金です。被後見人が日常使用しない金銭を別口座で管理することで、想定外のお引き出しを防ぎ、お客さまの大切な資産を守ります。

なお、後見制度支援預金の取扱いは、愛知県に本店を置く銀行で初めてとなります。

当行では、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品・サービスの充実に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. イメージ図



※家庭裁判所の指示に基づき、日常生活に必要な資金を定期的を送金することも可能です。

#### 2. 商品概要

商品名	<中京>後見支援預金
ご利用いただける方	個人のお客さまで、家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設に係る「指示書」の交付を受けた方
対象となる預金	普通預金、決済用普通預金
手数料	口座開設手数料および口座維持手数料は無料です。
付加できるサービス	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」により、生活費等を被後見人名義の他の普通預金口座へ定期的に一定額支払いするよう指定されている場合は、自動送金サービスをご利用いただけます。

お取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は、以下のサービスはお取り扱いできません。</li> <li>    キャッシュカードの発行</li> <li>    総合口座としてのご利用</li> <li>    インターネットバンキング（＜中京＞ダイレクトねっと版）</li> <li>    公共料金などの自動支払（「指示書」に基づく自動送金サービスを除く）</li> <li>    給与・年金などの自動受取</li> <li>    マル優（少額貯蓄非課税制度）</li> <li>    ATM（現金自動預払機）での入出金</li> <li>・口座開設は、インターネット支店のなごやめし支店ではお取り扱いできません。</li> </ul>
その他ご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づくお取り扱いとなります。</li> <li>・入出金は、口座開設店の窓口でのみお取り扱いできます。</li> <li>・預入期間、金額の制限はありません。</li> <li>・普通預金と決済用普通預金の選択・併用が可能です。</li> <li>・自動送金サービスを付加する場合は、所定の振込手数料が必要となります。</li> </ul>

以上